

Column1. 中国の産業構造転換と社会課題解決型ビジネスとしての環境対策

1. 中国経済発展パターンの大転換

(1)「成長速度のギアチェンジ」と「大胆な産業構造調整」の決意表明

今後の10年は、「中国の夢」を実現するために失敗が許されない段階

2015年10月、中国共産党第18期中央委員会第5回全体会議(五中全会)が開催され、習体制が目指す方向性を一層明確化した「国民経済・社会発展第13次五カ年計画に関する中共中央の建議」(以下、「建議」)が採択された。「建議」では、中国共産党建党100年目となる2021年に「小康社会の全面的完成」という「中国の夢」を実現することが改めて確認された。「建議」の中で第13次五カ年計画期間(2016~2020年)が「小康社会の全面的完成の勝敗を決める段階」と位置付けられ、これら目標の達成に向けた中国指導部の強い決意が示された。

中高速成長へのシフトダウンと産業構造調整が必要

中国政府が既に認識しているとおり、現在、中国経済は過去の高成長から中程度の成長へと「成長速度のギア」をシフトダウンしながら、一方で労働・資本投入の量的拡大に依存した発展の限界を踏まえた「大胆な産業構造調整」を迫られている。今後10年の経済発展パターン大転換期を迎える、まさに「とば口」に立っていると言える。

(2)新・発展理念にみる「背伸び」から「身の丈」経済への転換

過剰生産能力の解消と調和のとれた社会への移行を目指すスタンスが鮮明化

第13次五カ年計画では5つの新しい発展理念が示された。「創新(革新)、協調、共有(共有)、開放そして緑色(グリーン)」である(【図表1】)。この5つの理念はこれまでの中国経済の発展パターンとは明らかに一線を画するものである。

【図表1】第13次五カ年計画「発展理念」

これまでの中国経済		今後の中国経済の方向性
・労働集約型、投資・輸出牽引型経済の行き詰まり	▶ 創新	イノベーション駆動型、消費主導型経済への転換
・経済発展の地域間格差拡大、都市問題の深刻化	▶ 協調	地域間、都市と農村、物質と心のバランスの取れた発展
・貧富の差の拡大、不十分な社会保障制度	▶ 共有	格差の是正、貧困の解消、社会保障の充実
・国有企業による市場独占、煩雑な行政認可手続き	▶ 開放	更なる市場開放と規制緩和による経済の活性化
・エネルギーの浪費、環境汚染の深刻化	▶ 緑色	持続可能な発展、 環境保護の厳格化

(出所)第13次五カ年計画「提案」等よりみずほ銀行産業調査部作成

まず、「創新」については従来の労働集約型、投資・輸出牽引型経済の行き詰まりに対して、イノベーション駆動型、消費主導型経済への転換を促すものである。「協調と共有」では、経済発展の地域格差や貧富の差拡大、不十分な社会保障制度や都市問題の深刻化に対して、格差の是正、貧困の解消などバランスのとれた発展を目指す。「開放」は国有企業による市場独占や煩雑な行政認可手続を是正し、更なる市場開放と規制緩和による経済の活性化を目指すものであり、「緑色」では、エネルギー浪費や環境汚染の深刻化に対して、持続可能な発展と環境保護の厳格化を目標としている。つまり、アメリカ、ドイツ、日本といった先進国へのキャッチアップを急ぐあまり、経済成長に過度に傾斜した政策の歪みを是正せんとするものと言える。

過剰生産能力の問題は、鉄鋼業界など伝統的な重厚長大産業で多く見受けられるものであり、リーマンショック直後に行われた 4 兆元の景気刺激策やその後の低金利政策などを背景に深刻化してきた。このため、2013 年以降、国務院が「生産能力の深刻な過剰の矛盾解消に関する指導意見」を発表し、その是正・解消に取り組んではいるものの、製造業分野での低稼働率、低収益性は改善していないのが現状である。

こうした状況を受け、2015 年 12 月に開催された中央経済工作会議では、第 13 次五カ年計画の初年度にあたる 2016 年の経済運営方針の中で、5 大任務の筆頭に「過剰生産能力の積極的かつ安定的な解消」が据えられ、過剰生産能力の解消にこれまで以上に注力する方針が示された。

2. 製造強国に向けた新しい成長フロンティアを求めて

「メイド・イン・チャイナ 2025」と「インターネット+」の 2 大政策で新産業モデルを創出へ

過剰生産能力の解消と中速成長を共存させるためには、これまでの重厚長大産業に代わる牽引役、即ち従来の中国にはない先進的な産業の創出が不可欠である。新たな産業の発展を促すにあたり、習体制では 2 つの重要な方針が打ち出されている。一つは「メイド・イン・チャイナ 2025」であり、もう一つは「インターネット+」である。「メイド・イン・チャイナ 2025」は、製造大国から製造強国への転換に向けた「中国で最初の 10 カ年行動綱領」とも呼ばれており、イノベーション能力の強化や製品の質の向上、製品ブランドの確立、製造時の環境配慮の推進などを施策の柱とし、先端的な 10 大重点分野（次世代 IT、ハイエンド NC 工作機械・ロボット、航空宇宙関連設備、海洋プロジェクト用設備・ハイテク船舶、先進的軌道交通設備、省エネ・新エネルギー自動車、電力設備、新素材、バイオ医薬・高性能医療機器、農業機械設備）を指定している。そして、これらの施策の実現に向けて、行政許認可の簡素化などの制度改革や、人材育成、金融支援、税負担の軽減などの措置を採る方針も示している。

また、「インターネット+」行動計画では、起業・革新、協同製造、現代農業、スマートエネルギー、インクルーシブ・ファイナンス、公共サービス、高効率物流、電子商取引、交通、生態環境、人工知能の 11 分野が重点取り組み分野として掲げられ、これら分野で新たな産業モデルの形成を促すべく、制度改革や人材育成の強化などに注力する方針が示されている。

新産業分野で先進国に肩を並べ追い越すための土台作りの 10 年

これらの政策のポイントは、新しい産業分野において先進国に「肩を並べ、そして追い越すこと」であり、従来の重厚長大な伝統産業を淘汰・再編する一方で、新しい産業を育成し、産業構造の転換を図って行こうとの意図を読み取ることができる。

3. 中高速成長の実現に不可避な環境対策

(1) 未来に向けて取組み姿勢が変わりつつある環境問題

中国経済発展の陰に置き去りにされてきた環境対策

中国経済が大きな転換点に直面する中で、様々な課題が浮上している。それらの課題は 2015 年 10 月の五中全会で提案された「5 つの主要目標」（経済の中高速成長の維持、生活水準・品質の向上、国民素質と社会文明度の著しい向上、生態環境の総体的改善、各種制度の成熟化・定型化）の中に集約されている。

前述の「メイド・イン・チャイナ 2025」の 10 大重点分野や「インターネット+」行動計画の 11 重点分野の強化は、まさに「5 つの主要目標」の達成につながる施策と言える。もっとも、「5 つの主要目標」への取組状況には濃淡があるのも事実であり、現状、取り組みが遅れ気味と言わざるを得ないのが「生態環境の総体的改善」、即ち環境問題である。経済発展が優先される中、中国ではとすると「後ろ向き投資」と見なされかねない環境投資は、これまで本格的な取り組みが遅れており、そのことが昨今の PM2.5 問題(大気汚染に起因する工場の操業停止や臨時休校)に代表される深刻な社会問題を招いている。

今度こそ、本気
の環境対策期が
到来

かかる状況下、中国では環境問題への対応が喫緊の課題となっており、今後の経済発展はしっかりとした環境対策を伴うものでなければならないとの共通認識が形成されている。既に、中国政府は世界的にも「最も厳格な環境保護制度」を実行する姿勢を明らかにしている。

(2) 25 年ぶりの環境保護法改正と環境対策投資の本格化

25 年ぶりの環境
保護法改正は中
国の環境対策へ
の本気の表れ

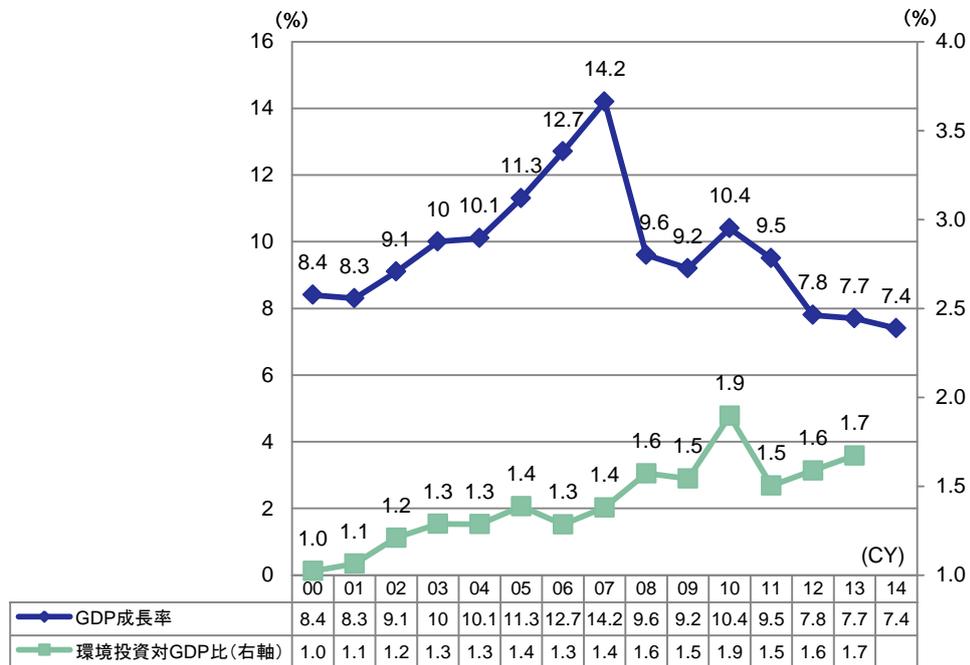
2014 年 4 月 24 日、第 12 期全国人民代表大会常務委員会・第 8 回会議で「環境保護法」が改正された。初めて環境保護法が制定されたのは、1989 年の江沢民政権下であり、それ以来の「25 年振り」の改正となる。これは中国の環境政策にとって大きな分水嶺と言っても過言でない。注目点は大きく二つある。一つは「厳しい罰則規定」を明記した点であり、もう一つは「内部告発者の保護」を強化する点が盛り込まれたことである。この背景として、環境汚染発覚の原因について内部告発由来が大半であることが挙げられる。

本改正後、特に 2015 年以降、各省で競うかのように違反企業の公開監督処分や環境罰則票の発行が行われている。また、違反企業に課される罰金も上昇傾向にある。中国ではかつてないほどに社会全体で環境問題の解決に向かう機運が高まっている。

環境産業は未だ
初期段階だが、
今後、中国政府
が強い意志を持
って投資が加速
する有望産業

一般に GDP に占める環境投資比率と環境の改善度合いには因果関係が存在する。諸外国の例に即すると、環境投資額が「GDP 比で 1.0~1.5%」になると、環境汚染に「改善の兆し」が見え始め、「GDP 比で 1.5%以上」が続くことで、当該国の「環境産業」が勃興・成長を始め、「GDP 比 2.0~3.0%」になると明らかな環境改善が進むとされる。中国の状況をみると(【図表 2】)、2000 年時点の環境対策投資は、GDP 比僅か 1.0%に留まっていたが、その後上昇を続け、2013 年には 1.7%となっている。2008 年以降、GDP 比で 1.5%以上の環境投資水準が継続していることから、現在、環境関連産業は、いわば「しっかりと立ち上がってから 4~5 年経過した幼年期」にあるとも言え、あと何年か経てば、環境が明らかに改善を示すとされる環境投資の GDP 比 2.0%以上に手が届くところまで来ている。

【図表 2】 中国 GDP に占める環境対策投資比の推移(2000～2013)



(出所) 中国国家统计局、環境保護部資料よりみずほ銀行産業調査部作成

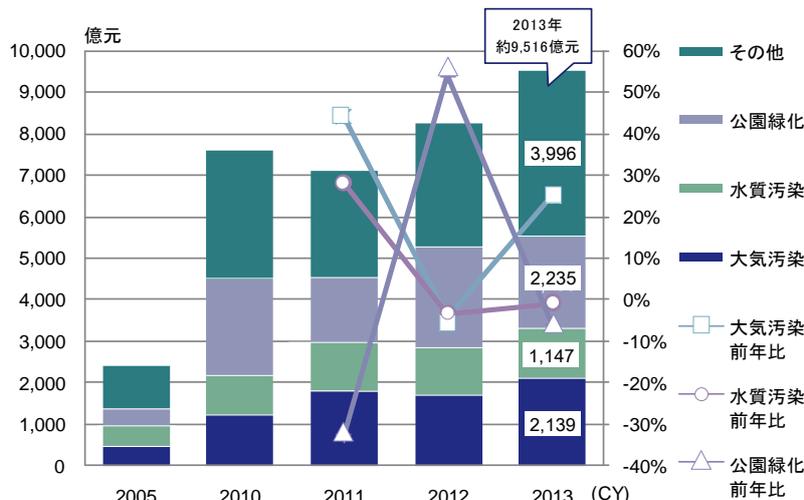
中国の GDP 比に占める環境投資は今後も増加が続き、今後、かつての日本のように GDP 比 5%以上にも達する環境投資が行われる可能性もあながち否定できない。中国では、多くの国内産業の成長に陰りがみられる中、環境分野はまさにこれからの分野であり、今後も継続的な投資増が見込まれる極めて有望な市場であると言って差し支えなからう。

(3) 中国環境ビジネスの市場規模と方向性

市場全体は約 17 兆円。大気汚染市場が約 4 兆円、水質汚染市場が約 2 兆円、土壌汚染市場が約 1,100 億円

2013 年時点、中国における環境関連の市場規模は約 9,516 億元(約 17 兆円) (【図表 3】)であり、その内訳は大気汚染関連が約 2,139 億元(約 3.9 兆円で全体の 23%)、水質汚染関連が約 1,147 億元(約 2.1 兆円、同 12%)、公園緑化関連が約 2,235 億元(約 4 兆円、同 24%)、その他が約 3,996 億元(約 7.2 兆円)となっている。なお、土壌汚染関連については中国環境統計年鑑では個別の発表はないが、約 67 億元(約 1,200 億円)と試算され、今のところ他分野に比して市場規模は大きくない。なお、分類上、公園緑化は環境対策投資に含まれ、相応のシェアを占めているが、中国では公園緑化によって周辺地価が急騰する傾向にあり、これまで各省都市がこぞって投資に取り組んできた経緯があった。従って、公園緑化を純粹に環境対策を目指した投資と捉えることはやや問題なしとしない。

【図表 3】中国の環境対策投資の推移



(出所)「中国環境統計年鑑」よりみずほ銀行産業調査部作成

現時点は「大気汚染」も、次に、「水質汚染」、最後に、本命の「土壌汚染」市場が立ちあがる

大気汚染関連は、2010年以降は投資が順調に増加しており、社会問題化しているPM2.5汚染も、今後次第に改善して行くものと思われるが、大気汚染問題が解消するまでにはなお関連投資を継続して行く必要があると思われる。一方、水質汚染関連投資の絶対額は2013年に減少しているが、大気汚染関連投資が優先されたことが一因とみられる。水質汚染は、現状、大気汚染問題の陰に隠れているが、実態は大気汚染に勝るとも劣らず悪化が進んでおり、今後、新しい社会問題として表面化してくると思われる。そして、水質汚染の次には、大気汚染や水質汚染とは異なり、現時点で対策への着手が進んでいない「土壌汚染問題」へと焦点が移って行く見込みである。¹

4. おわりに

日系企業はPM2.5対策として有効なVOC²処理を始めとして、環境対応関連の様々な技術・ノウハウを有している。中国政府が環境対策を進めるに際して、例えば日系企業が基礎技術を提供し、中国企業がそれを現地仕様にカスタマイズするなどの日中連携が考えられる。今後、東南アジア地域など、工業化によって自国の発展を目指す国々が現在の中国と同様の環境問題に直面し、その解決策が必要となる時期が必ずやってくる。中国での日系企業の取組みは、将来「第二、第三の中国」への横展開を通じ、地球規模での環境改善に貢献するのみならず、日系企業にとってビジネスとして実を結ぶ可能性を内包するものである。膨大なポテンシャルを秘めた中国の環境市場は未だ揺籃期にあり、ビジネスチャンスは無限に広がっていると言っても過言ではない。日系企業には、早期に適切なビジネスモデルを採用・複層化し、それをやり切る強いコミットメントで中国環境市場を切り開いて行くことを検討することが求められるのではなかろうか。

みずほ銀行産業調査部

香港調査チーム(現 欧州駐在) 西田 拓哉

takuya.nishida@mhcb.co.uk

¹ 詳細は、2015年4月28日付 Mizuho Industry Focus Vol.170 『中国の環境市場動向と「ビジネスモデル構築」への処方箋 ～動き出した巨大市場の攻略に向けて～』を参照

² Volatile Organic Compounds 揮発性有機化合物

© 2016 株式会社みずほ銀行・みずほ情報総研株式会社・みずほ総合研究所株式会社

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、弊社が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊社はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他如何なる手段において複製すること、②弊社の書面による許可なくして再配布することを禁じます。